

「Apple Pay モバイルペイメント規定」 新旧対比表（2023 年 10 月 31 日変更）

新（赤字部分が変更箇所）	旧（赤字部分が変更箇所）
<p>第 1 条（目的等）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2. 本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。また、会員が Apple Pay を用いずにデビット取引を行う場合については、本規定は適用されず、引続き会員規約およびその他の付属規定のみが適用されるものとします。</p> <p>第 2 条（用語の定義）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3. 「Apple Pay」とは、Apple 社と指定モバイル端末の使用者との間の契約（当該契約に適用される約款を「Apple 社約款」という。）に基づき同社が利用者に提供する、本件モバイル端末を非接触式決済を行うためのデバイスとして用いること、および Apple ID 紐付け（第 10 条の 2 で定義するものをいう。以下同じ。） ができるサービスをいいます。</p> <p>4.「Apple ID」とは、利用者が Apple 社の提供するサービスを利用する際に使用するアカウントをいいます。</p> <p>5.「本件アプリケーション」とは、本件モバイル端末上で起動し、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、Apple 社が利用者に提供する Apple Pay のためのアプリケーションをいいます。</p> <p>6.「指定カード」とは、利用者が Apple Pay を用いて JCB カード取引システムを利用した場合に、ショッピング利用代金等を支払うためのカードとして、本契約を申し込む会員が指定したカードをいいます。</p> <p>7.「本件モバイル端末」とは、利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末をいいます。</p> <p>8.「トークン番号」とは、利用者が Apple Pay を利用して指定カードによるショッピング利用を行う場合、または金融サービスの提供を受ける場合にのみ使用することが可能な番号であって、指定カードごとに、かつ本件モバイル端末ごとに利用者に発行される番号をいいます。なお、利用者が同一の指定カードを用いて JCB カード取引システムを利用する場合であっても、利用者が本契約を新たに締結する都度、また新たな本件モバイル端末を用いる都度、異なるトークン番号が発行されます。ただし、利用者が Apple ID 紐付けを行った場合、利用者が本件モバイル端末とは異なる端末を用いて Apple ID を利用した決済を行う場合にも同一のトークン番号が使用されます。</p> <p>9.「QUICPay」とは、JCB が単独または提携するカード発行会社と共に運営する IC チップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。</p>	<p>第 1 条（目的等）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2. 本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。また、会員が本件モバイル端末を用いずにデビット取引を行う場合については、本規定は適用されず、引続き会員規約およびその他の付属規定のみが適用されるものとします。</p> <p>第 2 条（用語の定義）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3. 「Apple Pay」とは、Apple 社と指定モバイル端末の使用者との間の契約（当該契約に適用される約款を「Apple 社約款」という。）に基づき同社が利用者に提供する、本件モバイル端末を非接触式決済を行うためのデバイスとして用いることができるサービスをいいます。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>4.「本件アプリケーション」とは、本件モバイル端末上で起動し、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、Apple 社が利用者に提供する Apple Pay のためのアプリケーションをいいます。</p> <p>5. 「指定カード」とは、利用者が本件モバイル端末を用いてデビット取引を行う場合に、デビットショッピング利用代金等を支払うために、本契約を申し込む会員が指定したスマホデビットをいいます。</p> <p>6. 「本件モバイル端末」とは、利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末をいいます。</p> <p>7. 「トークン番号」とは、利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるデビットショッピング利用を行う場合にのみ使用することが可能な番号であって、指定カードごとに、かつ本件モバイル端末ごとに利用者に発行される番号をいいます。なお、利用者が同一の指定カードを用いてデビット取引を行う場合であっても、利用者が本契約を新たに締結する都度、また新たな本件モバイル端末を用いる都度、異なるトークン番号が発行されます。</p> <p>8. 「QUICPay」とは、JCB が単独または提携するカード発行会社と共に運営する IC チップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。</p>

10.「QUICPay 加盟店」とは、QUICPay を決済方法として選択できる加盟店をいいます。

11.「QUICPay プラス加盟店」とは、QUICPay 加盟店のうち、JCB 所定の標識を表示している加盟店をいいます。

12.「JCB Contactless」とは、JCB が運営する IC チップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。なお、QUICPay と JCB Contactless は、いずれも JCB が運営する非接触式決済システムですが、通信規格が異なる決済システムです。

13.「JCB Contactless 加盟店」とは、JCB Contactless を決済方法として選択できる加盟店をいいます。

(略)

第 4 条 (トークン番号)

(略)

2. 利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるデビットショッピング利用を行う場合、本件モバイル端末から加盟店等に対して、さらに加盟店等から JCB に対してトークン番号が通信されることにより、利用者が指定カードによる決済を選択してデビットショッピング利用等を行ったことが特定されます。ただし、第 10 条第 4 項に定めるショッピング利用の場合は、これとは異なる方法が取られます。

(略)

第 6 条 (本件モバイル端末・パスコード等の管理)

(略)

2. 利用者は、本件アプリケーションに指定カードが登録されている間、本件モバイル端末を第三者 (指定モバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等を提供する事業者を含むが、これに限られない。) に譲渡、貸与もしくは預託してはならず、また本件モバイル端末を廃棄してはなりません。利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必ず、事前に本契約の解約を行い、本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消するものとします。

(略)

第 10 条 (ショッピング利用)

(略)

4. 項にかかわらず、両社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意し、Apple 社所定 の手続きを行うことにより、当該加盟店との継続的取引に基づき当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場合があります。この場合、利用者が当該加盟店との継続的取引の決済手段として本サービスを指定すると、当該指定後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消し、第 16 条第 2 項に基づき本契約を中途解約したとしても、その後も当該加盟店に対する債

9.「QUICPay 加盟店」とは、QUICPay を決済方法として選択できる加盟店をいいます。

10.「QUICPay プラス加盟店」とは、QUICPay 加盟店のうち、JCB 所定の標識を表示している加盟店をいいます。

11.「JCB Contactless」とは、JCB が運営する IC チップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。なお、QUICPay と JCB Contactless は、いずれも JCB が運営する非接触式決済システムですが、通信規格が異なる決済システムです。

12.「JCB Contactless 加盟店」とは、JCB Contactless を決済方法として選択できる加盟店をいいます。

(略)

第 4 条 (トークン番号)

(略)

2. 利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるデビットショッピング利用を行う場合、本件モバイル端末から加盟店等に対して、さらに加盟店等から JCB に対してトークン番号が通信されることにより、利用者が指定カードによる決済を選択してデビットショッピング利用等を行ったことが特定されます。

(略)

第 6 条 (本件モバイル端末・パスコード等の管理)

(略)

2. 利用者は、本契約の有効期間中、本件モバイル端末を第三者 (指定モバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等を提供する事業者を含むが、これに限られない。) に譲渡、貸与もしくは預託してはならず、また本件モバイル端末を廃棄してはなりません。利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必ず、事前に本契約の解約を行い、本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消するものとします。

(略)

第 10 条 (ショッピング利用)

(略)

(新設)

務が発生したときは、本サービスにより決済される場合があります。この場合、当該加盟店に対する債務に関しては、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規約および本規定に基づき、JCB または当行に対する支払義務を負うものとします。利用者は、当該加盟店との継続的取引の決済手段として本サービスを利用することを終了したい場合には、利用者の責任において当該加盟店に対して申し出、当該加盟店との間で当該加盟店所定の手続きを行うか、または Apple 社所定の手続きを行うものとします。

5. 第 3 項にかかわらず、当行が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意することにより、当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場合があります。この場合、利用者が加盟店との間で取引の予約等を行い、当該取引が成立した場合の決済手段として本サービスを指定すると、当該指定後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消し、第 16 条第 2 項に基づき本契約を中途解約したとしても、その後に当該取引が成立したときは、本サービスにより決済される場合があります。この場合、当該取引に関しては、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規約および本規定に基づき、JCB または当行に対する支払義務を負うものとします。

6. 利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は指定カードによりデビットショッピング利用したものとみなされ、利用者は、指定カードのその他のカード利用代金とあわせて、会員規約に基づき、当行に対して支払いを行うものとします。

7. 利用者は、会員規約の定めに基づき、デビットショッピング利用の制限が課される場合、本サービスの利用もできません。

第 10 条の 2 (AppleID 紐付け)

1. 利用者は、第 1 条第 1 項 および前条等にかかわらず、Apple 社所定の方法により、AppleID を利用した場合の支払方法として、Apple Pay を指定すること（以下「AppleID 紐付け」という。）ができます。利用者が AppleID を利用して決済を行い、AppleID 紐付けを行った Apple Pay による決済が選択されると、本件モバイル端末を使用したか否かにかかわらず、利用者は本契約に基づき本サービスを利用して決済を行ったこととなります。この場合、前条第 5 項および第 6 項が準用されます。

2. AppleID 紐付けを行った利用者が AppleID を利用して決済を行う場合の認証方法は、前条にかかわらず、モバイル端末認証ではなく、AppleID を利用する場合の認証方法となりま

4. 前項にかかわらず、当行が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意することにより、当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場合があります。

5. 利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は指定カードによりデビットショッピング利用したものとみなされ、利用者は、指定カードのその他のカード利用代金とあわせて、会員規約に基づき、当行に対して支払いを行うものとします。

6. 利用者は、会員規約の定めに基づき、デビットショッピング利用の制限が課される場合、本サービスの利用もできません。

(新設)

す。AppleID 紐付けを行った利用者は、AppleID のパスワード等を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって設定および管理するものとします。本条に基づき本サービスが利用された場合、その利用は利用者本人によるものと推定します。

3. 利用者が AppleID 紐付けを行った場合、その後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消しても、それに加えて、利用者が Apple 社所定の方法により、自己の責任で AppleID 紐付けを解除しない限り、引き続き、前二項が有効に適用されます。利用者が Apple 社所定の方法による AppleID 紐付けの解除を行わないうちに本条第 1 項に基づく決済が行われた場合、利用者が第 16 条第 2 項に基づき本契約を中途解約した後の決済であったとしても、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規約および本規定に基づき、JCB または当行に対する支払義務を負うものとします。

(略)

【2023 年 10 月 31 日現在】

(略)

【2021 年 9 月 2 日現在】